静岡県の最低賃金

地	域	別	最	低	賃	金	最低賃金額(円)		
							時	間	額
静	岡	県	最	低	賃	金	735		
10,1	1-3	7 10	44	129	~	<u></u>		700	

[※]静岡県最低賃金の効力発生日は、平成24年10月12日です。

静 岡	172	岡県	産業	414	41k Dil		低	賃	金	件	名	最低賃金額(円)		
	呵			業	別	最						時	間	額
タイ・	ヤ・チ	ューブ	"、ゴ.	ムベル	ト・ゴ	ムホー	ス・エ	業用:	ゴム製	. 品製	造 業		795	
鉄	鋼	•		非	鉄	金	属	į	IJ 使	造	業		826	
はん	用機械	器具、	生産用]機械 器	具、業	務用機	戒器具	、輸送	用機械	器具製	造業		838	
電子	部品•-	デバイ	ス・電	子回路	、電気	機械器	具、情	報通信	i 機械:	器具製	造業		810	
各		種		商	į	ia	小		売		業		787	
		(百貨	信等、	衣・食・	住にわ	たる商品	を販売	する事	業所)					
	ル	プ		紙		D O	エ	紙	製	造	業		744	

[※]上記の静岡県産業別最低賃金の効力発生日は、平成24年12月14日です。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室(電話 054-254-6315)又はお近くの労働基準監督署まで。 静岡労働局ホームページ(http://www.shizuokarodokyoku.go.jp)